



第4章 実現化方策

(1) 計画推進体制の構築

本計画で位置付けた様々な取組みを推進するにあたり、行政内部の各分野間の横断的な連携はもちろんのこと、国や北海道をはじめとする関係機関との協調体制、そして町民・事業者との協働体制の構築が必要となります。

特に、これからの時代は、リゾート地としてのつながりが深いニセコ観光圏地域との連携や周辺都市との広域連携による効率的な都市づくりが重要となる一方で、地域の特性や実態に応じたきめ細かい地域づくりが重要となります。

このため、将来都市像の実現に向けた取組みの内容や段階に応じて、あらゆる主体が相互に連携・協調を図ることで、総合的な計画推進体制の構築を目指すこととします。

① 行政内部における横断的な推進体制の構築

庁内では、都市計画による取組みと関係各課の取組みが効果的に連携するよう、横断的な検討や調整を行うための体制の充実・発展を図ります。

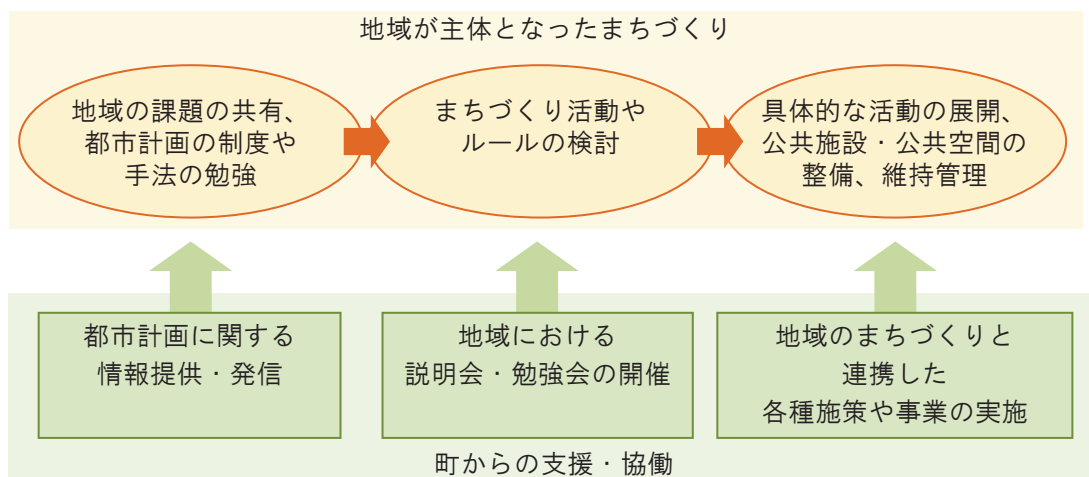
② 関係機関及び周辺都市との協調体制の充実

北海道新幹線や北海道横断自動車道の建設をはじめとする広域的な取組みを計画的かつ効果的に進めていくには、国や北海道、関係機関、周辺都市との協議・調整を重ねていく必要があることから、これら関係者との協調関係の充実・発展を図ります。

③ 町民や事業者との協働体制の充実

エリアマネジメント活動をはじめ、町民や事業者が主体となった地域づくりや地域運営に対して積極的に支援を行うとともに、行政が中心となって進める各種施策・事業についても、町民や事業者の参画を呼びかけ、町民・事業者・行政がそれぞれの立場や役割に応じて力を出し合う協働体制の充実・発展を図ります。

■ 協働によるまちづくりのイメージ



(2) 個別具体の都市計画の決定又は変更

都市づくりの方針で掲げた様々な施策を具体化していくためには、都市計画に基づく土地利用の規制・誘導、道路や公園、下水道などの都市計画事業の実施へと展開していく必要があります。

このため、都市計画マスタープランの内容に即して、今後、以下のような都市計画の決定又は変更について必要に応じて検討・協議を進めていきます。

① 用途地域の見直しの検討

i) 将来の土地利用の変化に応じた見直し予定地域

将来の土地利用の変化が想定される地域は、土地利用の変化が生じることが明らかになった際に、速やかに用途地域の見直しを検討します。

見直し予定地域	今後の検討内容
新幹線倶知安駅開業等に伴う倶知安駅周辺	将来の新幹線倶知安駅に伴う新たな交通施設を整備する場合には、その施設の用途に合わせた用途地域に見直します。また、今後の開業等を見据えた商業・業務施設の立地も想定されることから、検討中の（仮称）新幹線駅周辺整備構想に基づく適切な土地利用を図る観点から、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
小学校適正配置に伴う閉校後の跡地	適正配置を現在検討中ですが、閉校が決まった小学校については、跡地活用の観点から、周辺の土地利用の状況を踏まえながら、適正な土地利用が図られるよう必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

ii) 大規模集客施設の適切な立地誘導を図るために検討する地域

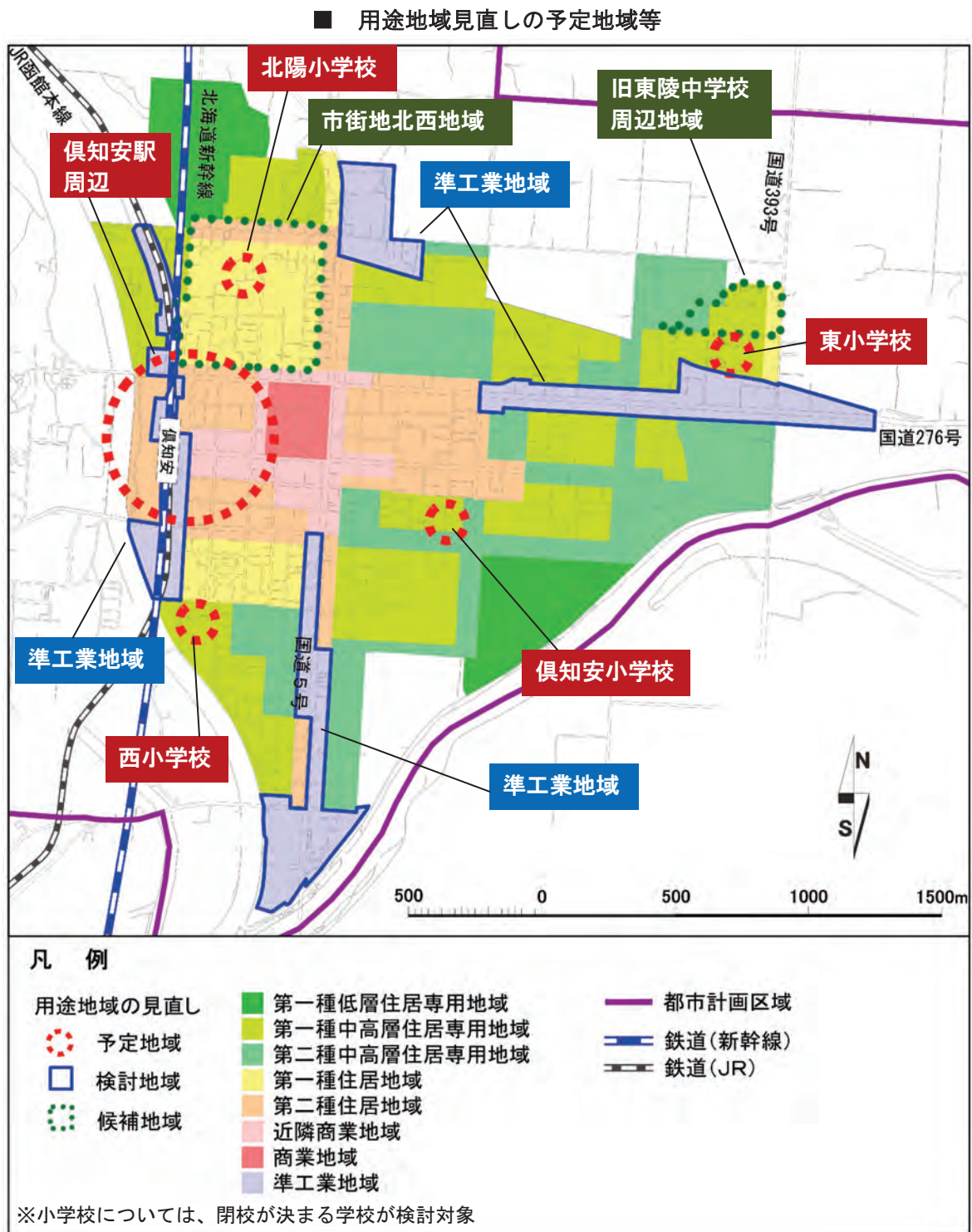
中心市街地の活性化に向けて、大規模集客施設の適切な立地誘導を行うため、新たな地域地区の決定について検討します。

見直し検討地域	今後の検討内容
準工業地域	大規模集客施設の適切な立地誘導を図る観点から、現在検討中の「倶知安町中心市街地活性化基本計画」の策定を踏まえ、準工業地域での大規模集客施設の立地を制限する「特別用途地区」を検討します。

iii) 現在及び将来の土地利用に即した見直しの候補となる地域

現在の土地利用の実態、そして、将来目指すべき土地利用の方向性に即して、現時点で想定される見直しの候補となる地域は、今後の土地利用の動向等を踏まえつつ、適宜、見直しの必要性について検討します。

候補地域	土地利用の状況と想定する見直し
旧東陵中学校周辺地域	周辺にある小川原脩記念美術館、倶知安風土館、町営ソフトボール球場などの文化・レクリエーション拠点としての土地利用形成を促進するため、適正な用途地域への変更について検討します。
市街地北西地域	小・中学校及び道立高校が立地する文教地区として良好な住環境が形成されており、この地域内の旧国鉄胆振線跡地では、北海道新幹線建設に伴う用地補償の代替地として新たな宅地分譲を予定しているなど、今後も地域全体で良好な住環境の保全を図っていくために、緑の基本計画と整合を図りつつ住居専用地域への変更を検討します。



② 白地地域における特定用途制限地域の検討

今後の北海道横断自動車道（仮称）俱知安 IC の整備に伴い、特に IC 周辺やリゾート地に向かう一帯において土地利用の変化が想定されることから、用途地域内への適正な土地利用の誘導及び無秩序な市街化の抑制の観点から、IC 位置の確定を踏まえて白地地域における特定用途制限地域について検討します。

③ 都市計画道路の見直し検討

現在計画決定されている都市計画道路は、自動車交通処理や市街地形成の必要性等を総合的に勘案しながら整備の方向性を検討します。また、新幹線倶知安駅や（仮称）倶知安 IC の整備に伴う交通動線の変更と整合を図りつつ、駅周辺の都市計画道路の見直し・再配置を検討します。

④ 都市計画公園の見直し検討

町内の都市計画公園は概ね供用済みとなっていますが、今後新たに公園を整備する場合は都市計画公園として計画決定することも含めて検討・調整することとします。また、倶知安駅に近接する旭ヶ丘公園については、新幹線倶知安駅や（仮称）倶知安 IC の整備に伴う土地利用や施設の見直しと整合を図りつつ、都市計画の見直しや代替機能を有する公園の確保の必要性について検討します。

（３）都市計画マスタープランの見直し

本計画の目標年次はおおむね 20 年後としています。町が目指す将来像に変化が生じた場合や、社会情勢等の変化により施策・事業の見直しが必要となる場合には、適宜計画内容の見直しを行うこととします。

① 中間年次における計画見直しの検討

計画策定後おおむね 10 年が経過した段階で、計画に掲げた各種施策や事業の進捗状況を評価・検証するとともに、社会情勢の変化や住民意向の変化を勘案し、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

② 上位計画に基づく計画見直しの検討

「第 5 次倶知安町総合計画」の計画期間は 2019 年度（平成 31 年度）までであり、2020 年度（平成 32 年度）からは新たな総合計画においてめざす町の姿やまちづくりの目標が示されることとなります。

この新たな総合計画で掲げられる内容と本計画との間に大きな乖離が生じる場合は、必要に応じて計画内容を見直すこととします。ただし、めざす方向性にそれほど大きな乖離がない場合は、中間年次における計画見直しのタイミングで総合計画の内容の反映についても検討することとします。

③ その他不定期の計画見直しの検討

北海道新幹線や北海道横断自動車道の整備等により、本計画で想定した都市構造と大きな乖離が生じる場合など、長期的な土地利用や都市施設に係る方針を見直す必要がある場合は、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

また、都市計画法等の改正により、都市計画の制度や都市計画マスタープランの構成・内容等について見直しが必要とされる場合は、適宜計画内容を見直すこととします。